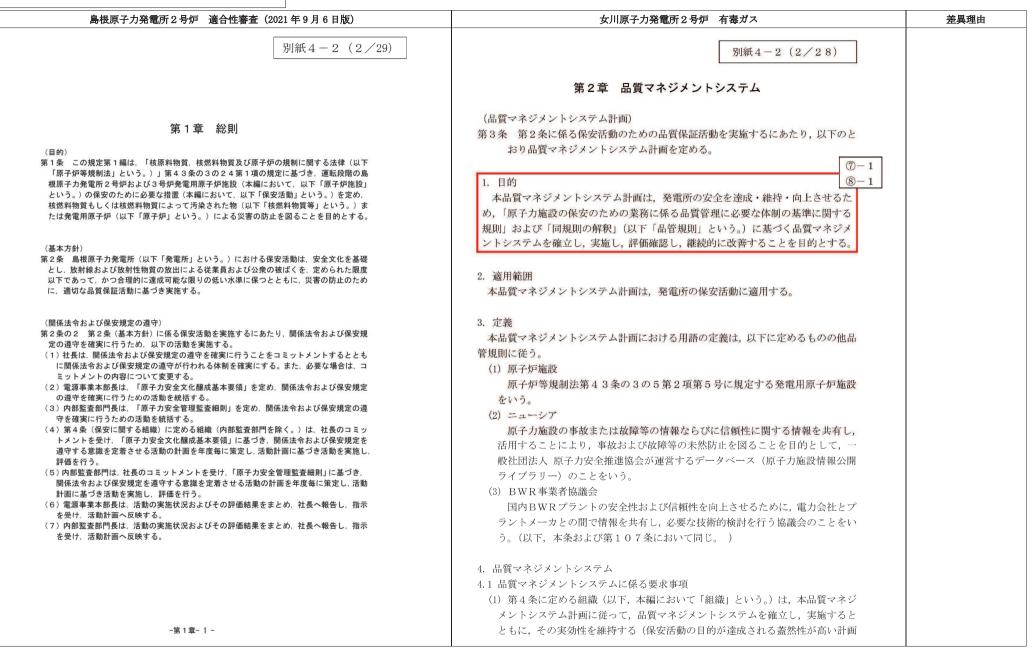


島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙 4 — 2 (1 /29)	別紙4-2 (1/28)	・文書名の相違
島根原子力発電所	女川原子力発電所	
原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	
	抜粋 2021年7月	
令和3年4月		
中国電力株式会社	東北電力株式会社	



<page-header><text><text><list-item><list-item><list-item><list-item><text><list-item><list-item><text><text><list-item><list-item></list-item></list-item></text></text></list-item></list-item></text></list-item></list-item></list-item></list-item></text></text></page-header>	島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	<ul> <li>(安全文化の育成および維持)</li> <li>第2条の3 第2条(基本方針)に係る保安活動を変態するにあたり、原子力安全を最優先に 位置付けた保安活動とするために以下の健全安全文化を育成し、および維持する活動を行 う。</li> <li>(1) 社長は、健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに 健全な安全文化を育成し、および維持する活動が行われる体制を確実にする。また、必要 な場合は、コミットメントの内容を見直す。</li> <li>(2) 社長は、第二名の現みから健全な安全文化の育成および維持毛動に対する提書を受ける ため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化の育成および維持活動に対する提書を受ける ため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化の育成および維持に関する提通への対応 実際本部長は、「原子力交定文化値酸成本実像」を定め、健全な安全文化の育成お よび維持を推進するための活動を使用する。</li> <li>(3) 電源事業本部長は、「原子力安全文化働育成および維持に関する課題への対応 健全安全文化の育成および維持活動に対する程度を受ける。</li> <li>(5) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応 化合成など安全文化の育成および維持に関する課題への対応 代表の産見を請まえて部所長(第5条(保安に関する職務)第3項から第11項に定める 職位)へ健全な安全文化の育成および維持活動に反映することを指示するとともに電温事 素本紙長へ指示の内容を通知する。</li> <li>(5) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持活動に反映することと若指示するととに電温事 素本紙長へ指示の内容を通知する。</li> <li>(7) 第子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持活動に反映することともに電温事 素本紙長へ指示の内容を通知する。</li> <li>(7) 第子外集合(法)のの成志方式維持に関する課題への対応 の有効は評価を行い)いず電事業本部長えた次年度の活動計画について有益電会派の (5) 第子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応 の存的などが正確では重要な安全文化の育成およびためご動計画を知 度」を受け、有法者会議員、「原子力 なる安全ななの育成および非る。社長の意見を踏まえた次年 なの言葉を読むする。</li> <li>(7) 第子分集(二) 法の名類 にようためを読む (5) 第子力強化プロジェクト長が、(5) 法人、教告をな安全文化の育成お上でなからの なな安全文化の育成および非ためご参加していて有法 なるまため、社会の なな安全文化の育成および維持に関する課題への対応 の字力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応 の字力強化プロジェクト長は、低きな安全文化の育成および維持に関する課題への対応 の字力強化プロジェクト長は、低きな安全文化の育成および維持に関する課題への対応 の字力な価目に基づきとな安全文化の育成および経時に関する課題への対応 の字力な提供して活動を認識しため、社会な会全文化の育成および経時に売助 なるため、社会の なるな安全文化の育成およびな特別 なる、社会の なるな安全文化の育成および経時に置い なる、社会の なる、日本の会当 なる。、 (5) 原子力な低制)に定かる報告 なるため、社会の なるため、 (5) 原子力な低制)に定かる報告 なるため、 (5) 原子力な低制)に定かる報告 なるため、 (5) 京力な伝表、 (5) 京力などの なるなどの なるなどの なるなどの なるていため なるな会交 なるしからの なるため なるなど なるなどの なるていため なるなど なるなどの なるなど なるていため なるため なるなど なるていため なるなど なるなど なるていため なるな なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるていため なるため なるため なるため なるため なるため なるため なるていため なるため な</li></ul>	<ul> <li>たれて、していうして、</li> <li>を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)。</li> <li>(2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される、</li> <li>(2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出されるな放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a、b.およびとに指げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)</li> <li>(2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出されるな影響で考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)</li> <li>(2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針)という。)を参考に、晶質マネジメントシステムの要求項の適用の程度について、表3-1に記載の「原子力QMS品質でになる重要な分類で調査に発電していないためで、ま3-1に記載の「原子力の公式事項の適用の程度について、表3-1に記載の「原子力QMS品質に係る重要度分類要領」に規定し、グレード分けを行う。</li> <li>a. 原子炉施設しくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や入為による事象(故意によるものを除く。)およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)</li> <li>e. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象(設計上考慮していないまたは考慮目をおんるのを除く。)およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)</li> <li>e. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象(設計上考慮していないまたは考慮した保全活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</li> <li>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下、本編において「関係法令」という。)を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要なする以下して「言葉を行う」</li> <li>a. デマーを次く以下「品質マネジメントン支持」という。)に明証である。</li> <li>(4) 組織は、品質マネジメントンステムに必要なすに認識し、品管規則に規定する文書での他品質マネジメントシステムに必要なするとともに、そのプロセスを組織に適用さたとを決定し、次に掲げる業務を行う。</li> <li>a. ブロセスの運用により達成される結果を表3-1に示す文書で明確にする。</li> <li>b. ブロセスの運用に必要な情観および当該プロセスの運用により達成される結果を表3-1に示す。</li> <li>b. プロセスの運用に必要な情観おの当該プロセスの運用により達成される結果を含べる。</li> </ul>	

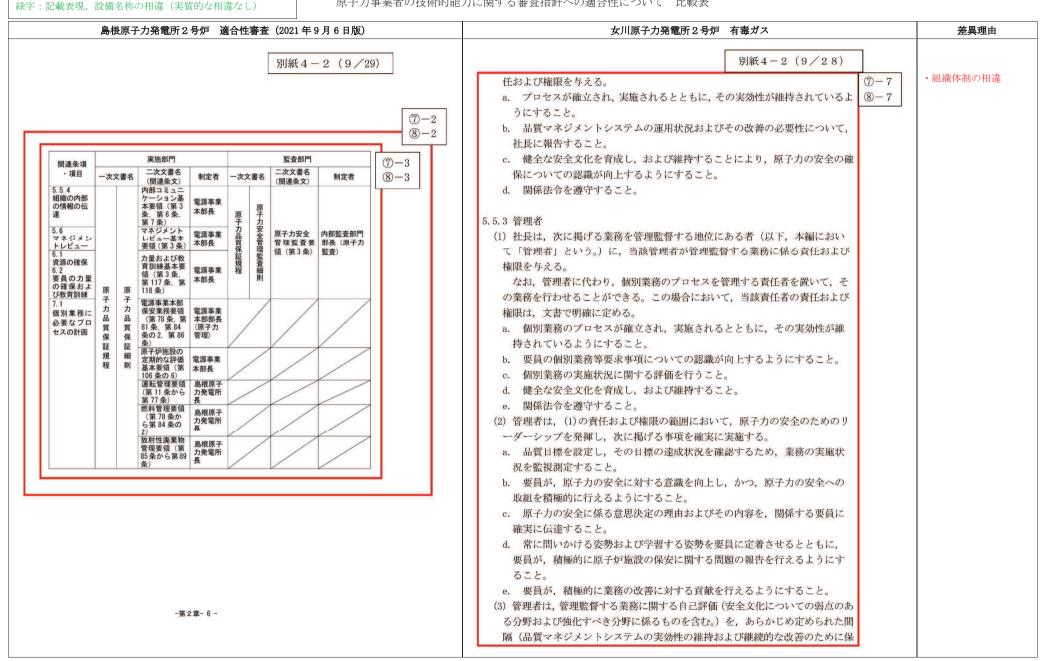
島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<ul> <li>島根原子力発電所2.号が 適合性審査(2021年9月6日版)</li> <li>別紙4-2(4/29)</li> <li>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジ メントシステム計画を定める。</li> <li>(品質マネジメントシステム計画)</li> <li>(⑦ -1 (⑧ -1)</li> <li>(⑦ -1 (⑧ -1)</li> <li>(⑨ -1 (⑧ -1)</li> <li>(○ -1)</li> <li>(◎ -1)</li> <li>(○ -1)</li></ul>	<ul> <li>         カ川原子力発電所2号炉 有毒ガス 別紙4-2(4/28)         <ul> <li>                        プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下,本編において「保安活動指標」という。)ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。                        なお、保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。</li></ul></li></ul>	差異理由
う。以下、本編において同じ。) すべてをいう。以下、本編において同じ。) は、本品質 マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとと もに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、 計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをい	e. 要員が,常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち,原子力の安全 に対する自己満足を戒めている。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<text><text><text><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></text></text></text>		差異理由         ・記載表現の相違
-第2章-3-	<ul><li>(1)品質方針を定めること。</li><li>(2)品質目標が定められているようにすること。</li></ul>	

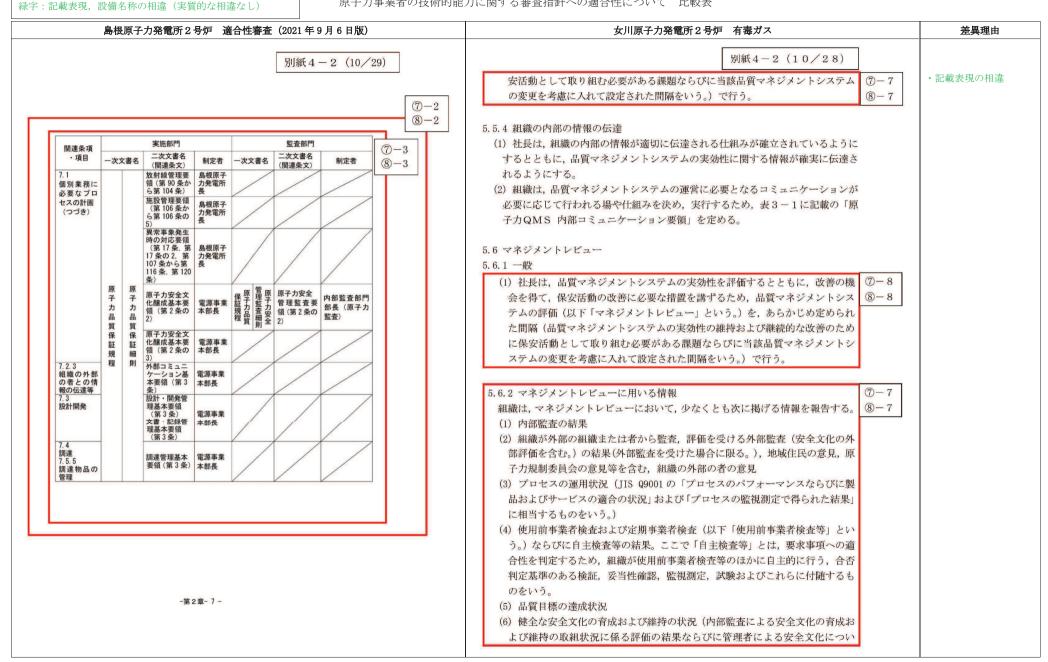
島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月	5日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
周紙 4	<ul> <li>-2 (7/29)</li> <li>(3) 要員が,健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるよること(要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境ていることをいう。)。</li> <li>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</li> <li>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</li> <li>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性に周知すること。</li> <li>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要</li> </ul>	<ul> <li>うにす</li> <li>・記載表現の相違</li> <li>② - 8</li> <li>⑧ - 8</li> <li>※を要員</li> </ul>
文書     評価 「 「 の 部 記録     資源の 施設 第の 施設 第 定 用 一 方 部 記 第 管理 フロ セ ス ス (1.4 参照)	5.3 品質方針 社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関す) を含む。この思念において、は新知、人類はたけ類組織の原因ならびにそれ	な事項に 5。 ⑦ - 5 ⑧ - 5 るもの れらの 慮し, 掲げる
図 1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 -第2章-4-	<ul> <li>針と整合的なものであることを含む。)。</li> <li>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に有責任を持って関与すること。</li> <li>(3) 品質目標を定め,評価するにあたっての枠組みとなるものであること。</li> <li>(4) 要員に周知され,理解されていること。</li> <li>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すと。</li> <li>5.4 計画</li> <li>5.4.1 品質目標</li> <li>(1) 社長は,部門において,品質目標(個別業務等要求事項への適合のためな目標を含む。)が定められているようにする。これには,品質目標を達成めの計画として,次の事項を含む。</li> <li>a. 実施事項</li> </ul>	するこ

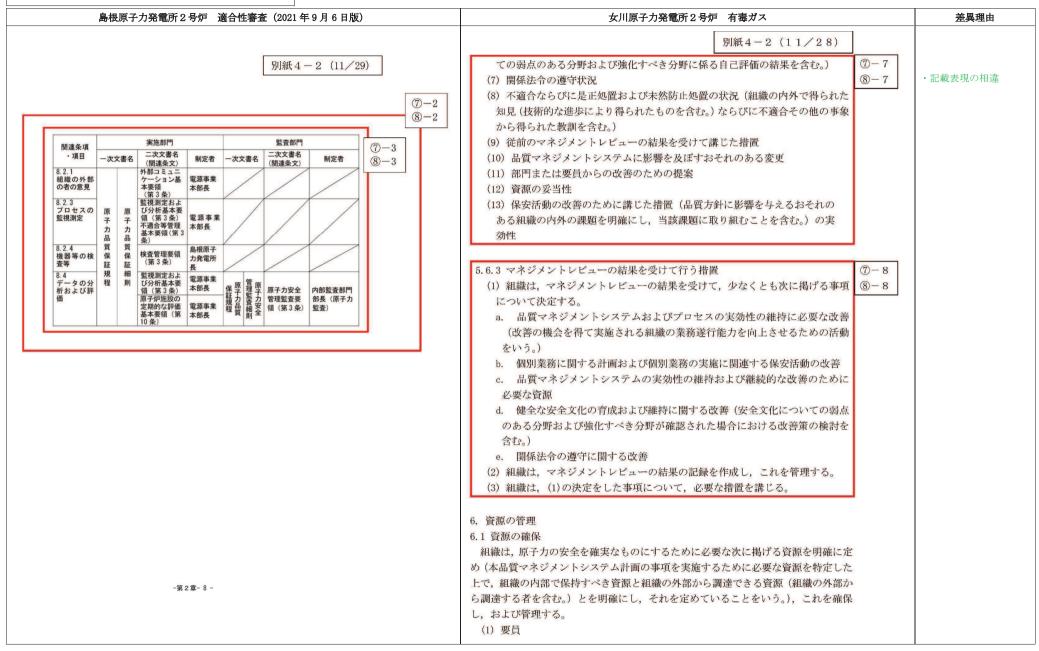
島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)         第月紙4-2 (8/29)         ⑦-2 ⑧-2         4.2 品質マネジメントシステムの文書化         4.2.1 一般         組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。         品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。         (1)品質方計および品質目標         (2)品質マニュアルである一次文書を似下の表に示す。         一次文書名(関連条文)       制定者 社長 常子力品質保証規程(第3条)         市子力会置保証細胞(第3条)       社長 常子力会買保証細胞(第3条)         (3)実効性のあるブロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が 必要と次定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。         (3)実効性のあるブロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が (第3条)         (3)実効性のあるブロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が (第3条)         (4) 高質目標       一次文書名 (関連条文)         (3)実効性のあるブロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が (第3条)         (3)実効性のあるブロセスの計画のな実施および管理がなされるようにするために、組織が (第3条)         (3)実効性の表のブロセスの計画のな実施および管理がなされるようにするために、組織が (第3条)         (3)実効性の表です。         第単語 (1) (第3条)         (4) 高質目標 (1) (第3条)         (5) 高質目標 額)       「次文書名 (1) 第4名、第5条、第5 案の         (5) 高質目標 額)       「第4日 約条の第2         (2) 高質目標 額)       「第4日 約条の第2	<ul> <li>女川原子力発電所2号炉 有毒ガス</li> <li>別紙4-2(8/28)</li> <li>b. 必要な資源         <ul> <li>責任者</li> <li>実施事項の完丁時期</li> <li>諸果の評価方法</li> <li>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る(品質目標の達成状況を監視 測定し、その達成状況を評価できる状態にあること)ものであって、かつ、品質 方針と整合的なものとなるようにする。</li> </ul> </li> <li>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画         <ul> <li>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に あたっての計画が策定されているようにする。</li> <li>(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび 組織の軽微な変更を含む。)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る お果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならび に当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</li> <li>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</li> <li>資源の利用可能性</li> <li>責任および権限の割当て</li> </ul> </li> <li>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</li> <li>5.6 責任、権限およびコミュニケーション</li> <li>5.6 責任、権限およびコミュニケーション</li> </ul>	差異理由         ・組織体制の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)



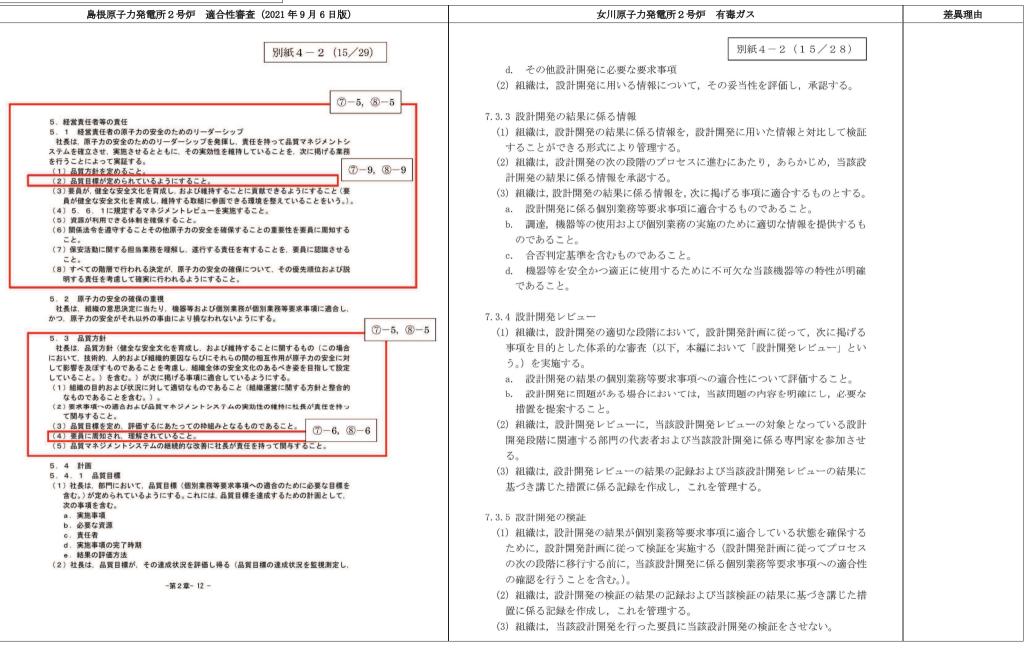
#### 赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)



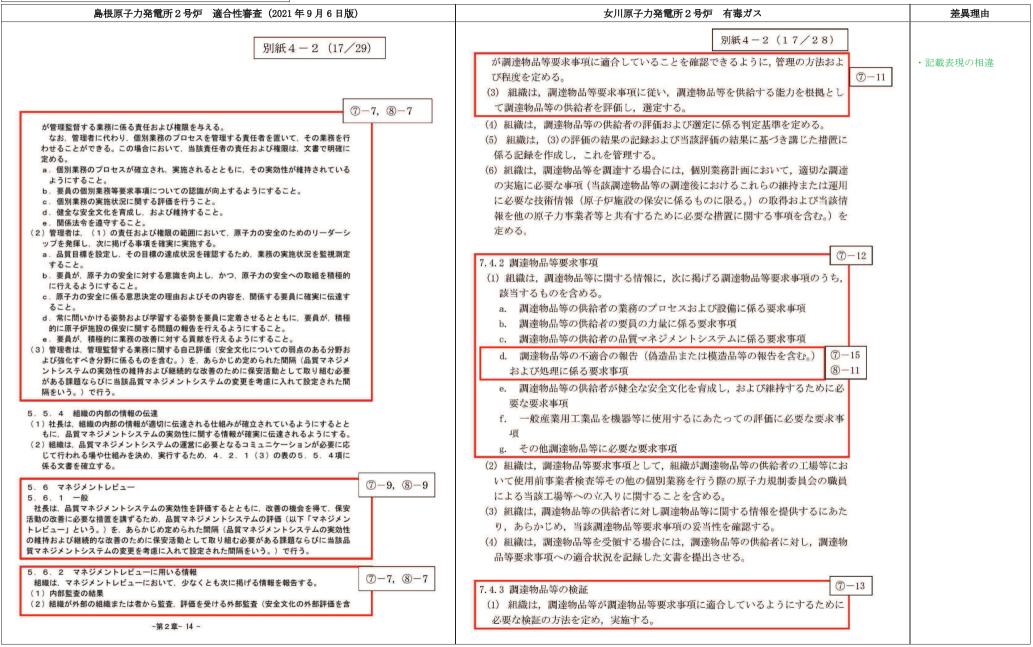


島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
唐根県子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)       月紙4-2 (12/29)       ⑦-2 ③-2       ⑦-2 ③-2         (1) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等 (以下「手順書等」という。) このうち、二次文書名 (以下「手順書等」という。)       ②-3         ⑦-3 ③-3         ⑦-3 ③-3	<ul> <li> カ川原子力発電所2号が 有義ガス </li> <li>別紙4-2(12/28) </li> <li>(2) 個別業務に必要な施設,設備およびサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。) </li> <li>(3) 作業環境(作業場所の放射線量,温度,照度,狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) </li> <li>(4) その他必要な資源 </li> <li>(5.2 要員の力量の確保および教育訓練 </li> <li>(1) 組織は,個別業務の実施に必要な技能および経験を有し,意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には,組織が必要とする技術的,人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。 </li> <li>(2) 組織は,要員の力量を確保するために,保安活動の重要度に応じて,表3-1に記載の「原子力QMS力量,教育・訓練および認識要領」または「原子力QM S 内部監査員の力量,教育・訓練および認識要領」を確立し,次に掲げる業務を行う。 <ul> <li>。要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</li> <li>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し,または雇用することを含む。)を講ずること。</li> <li>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</li> <li>(4) 必要員が自らの個別業務について,次に掲げる事項を認識しているようにすること。 </li> <li>(5) 高質目標の達成に向けた自らの貢献 </li> <li>(5) 高質目標の達成に向けた自らの貢献 </li> <li>(4) 高質目標の達成に向けた自らの貢献 </li> <li>(5) 高質の力量もび教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理す </li> </ul></li></ul>	差與理由
-第2章-9-	<ul> <li>ること。</li> <li>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</li> <li>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 <ol> <li>(1) 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c.を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</li> <li>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</li> <li>(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を合む。)を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</li> <li>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更に</li> </ol> </li> </ul>	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙4-2 (14/29)	別紙4-2(14/28)	
<ul> <li>クリポム モービ (117 23)</li> <li>イ・ロ・ビ (117 23)</li> <li>(118 23)</li> <li>(119 24)</li> <li>(119</li></ul>	関紙4-2(14/28) 組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達の ために、次の事項を含む、実効性のある方法をよる。-1に記載の「原子力QMS 外部 コミュニケーション要領」で明確に定め、これを実施する。 (1) 組織の外部の者と効果的に進格し、適切に情報を通知する方法 (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡力法 (3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 (4) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 (5) 原子力の安全に関連する私意の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定にお いて適切に考慮する方法 7.3 設計開発 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」を確立し、次の事項を 実施する。 7.3.1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。) の計画(以下,本編において「設計開発計画」という。)を策定する(不適合およ び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.102) にの事項を考慮し て行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。この 設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等の設計開発とこつい では、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 (2) 組織は、民効用発を計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度 b. 設計開発で加て、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発につい ては、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 (2) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがな されるようにするために、設計開発に関いて施設工物確認 (5) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがな されるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (4) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げ るの考明確に定めるともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 機能および性能に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げ るのを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 (5) 機能は、びたじて適切 (5) 機能はに係る更素が要素を完成した。19) にないで適切 (5) 機能はに低る記録を作成し、これを管理する。 (4) 繊維は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げ るのを明確にに係る要求事項 (5) 従行用発いる得もれた情報であって、当該設計用発に用いる	
-第2章-11-	<ul> <li>b. 使前の規模した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる 情報として適用可能なもの</li> <li>c. 関係法令</li> </ul>	



島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<ul> <li>島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)</li> <li>別紙4-2(16/29)</li> <li>その達成状況を評価できる状態にあること。)ものであって、かつ、品質方針と整合的な ものとなるようにする。</li> <li>(3)組織は、品質目標に係る事項について、4.2.1(3)の表の5.4.1項に係る文 書を確立する。</li> <li>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</li> <li>(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっ での計画が策定されているようにする。</li> <li>(2)社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の経 微な変更を含む。)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考 慮する。</li> <li>a.品質マネジメントシステムの変更の目的および評価ならびに当該分析および評価の結果(当)</li> <li>b.品質マネジメントシステムの実効性の維持</li> <li>c.満済の利用可能性</li> <li>d.責任および権限の割当て</li> </ul>	<ul> <li>別紙4-2(16/28)</li> <li>7.3.6 設計開発の妥当性確認 <ol> <li>(1) 組織は,設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために,設計開発計画に従って,当該設計開発の妥当性確認(以下,本編において「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において,当該機器等の使用を開始する前に,設計開発妥当性確認を行うことを含む。)。</li> <li>(2) 組織は,機器等の使用または個別業務の実施にあたり,あらかじめ,設計開発妥当性確認を完了する。</li> <li>(3) 組織は,設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し,これを管理する。</li> </ol> </li> <li>7.3.7 設計開発の変更を行った場合においては,当該変更の内容を識別することができるようにするとともに,当該変更に係る記録を作成し,これを管理する。</li> <li>(2) 組織は,設計開発の変更を行うにあたり,あらかじめ,審査,検証および妥当</li> </ul>	差異理由
5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、第5条(保安に関する職務),第9条(原子炉主任技術者の職務等)および第9条 の2(電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の職務等)に定める責任(担当業 務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限な らびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報 の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係 する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	<ul> <li>性確認を行い,変更を承認する。</li> <li>(3)組織は,設計開発の変更の審査において,設計開発の変更が原子炉施設に及ぼ す影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を 含む。)を行う。</li> <li>(4)組織は,(2)の審査,検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基 づき講じた措置に係る記録を作成し,これを管理する。</li> </ul>	
<ul> <li>5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者 <ul> <li>⑦一7,⑧一7</li> </ul> </li> <li>(1) 社長は、電源事業本部長を組織(内部監査部門を除く。)の品質マネジメントシステム管理責任者として(小部監査部門長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</li> <li>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。 <ul> <li>a. ブロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</li> <li>b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。</li> <li>c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</li> <li>d. 関係法令を遵守すること。</li> </ul> </li> <li>5. 5. 3 管理者 <ul> <li>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(第4条(保安に関する組織)に定める組織を構成する個々の部門の長をいう。以下「管理者」という。)に、当該管理者</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>7.4 調達 組織は,表3 1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」を確立し,次の事項を実施する。</li> <li>7.4.1 調達プロセス <ol> <li>組織は,調達する物品または役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定 する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合す るようにする。</li> </ol> </li> <li>(2) 組織は,保安活動の重要度に応じて,調達物品等の供給者および調達物品等に 適用される管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを 確認する適切な方法(機器単位の検証,調達物品等の妥当性確認等の方法)をい う。)および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する 者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント</li> </ul>	
-第2章-13-	名を記載の方部がら確保する原に,方部、の案務要記の範囲を 曲貫 (ホクメラ) 文書に明確に定めることを含む。なお,この場合において,一般産業用工業品に ついては,調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品	



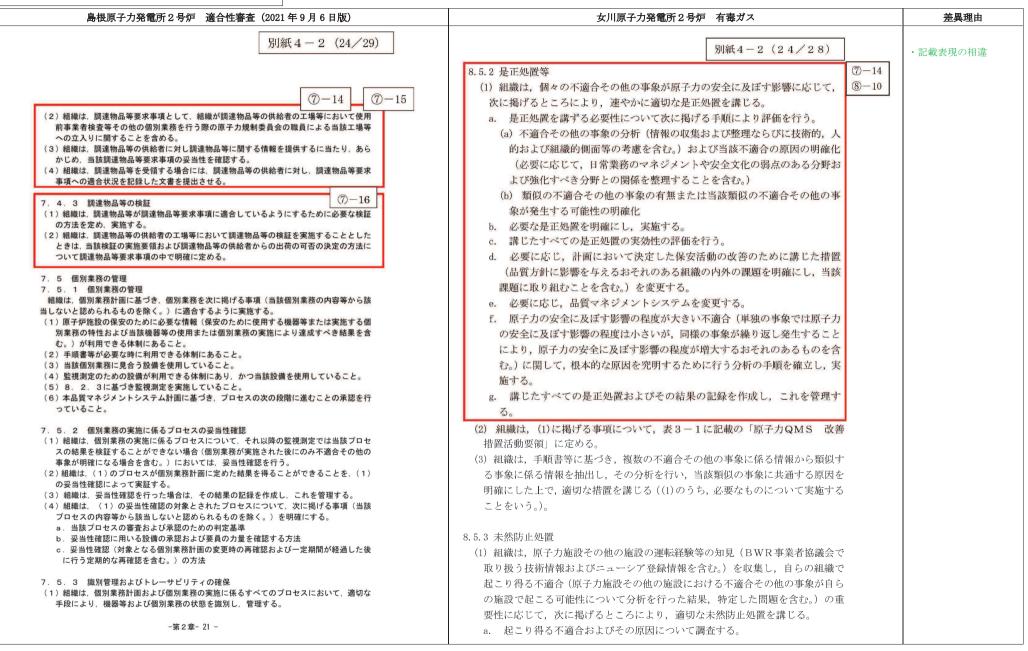
	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<ul> <li>原根県七力発電所となか、適合性審査(2021年9月6日成)</li> <li>原用ホーク発電所となか、適合性審査(2021年9月6日成)</li> <li>原用ホークス電子の電子の電子の電子の電子の電子の電子の電子の電子の電子の電子の電子の電子の電</li></ul>	別紙4-2(18/28)           (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。           7.5 個別業務の実施           7.5.1 個別業務の管理           組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容           等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。           (1) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する管理していと認められるものを除く。)に適合するように実施する。           (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。           (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。           (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。           (3) 当該個別業務の実施に得るプロセスのこと。           (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあること。           (5) 8.2.3 に基づき配視測定を実施していること。           (5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。           (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの 承認を行っていること。           7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの要当性確認           (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にの み不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行った。           (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを た。(1)の妥当性確認によって実証する。           (3) 組織は、(1)の受当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。           (4) 組織は、(1)の要当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。           (4) 組織は、(1)の受当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの寄査および承認のための判定基準           6. 当該プロセスの寄室から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。           (5) 単確に違の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項           (4) 組織は、(1)の受当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項           (5) 単確認定するとなのの利用できるにありるものを除く。)を明確にする。           (5	差異堆田
-第2章- 15 -	過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法 7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保 (1)組織は,個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて,	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<ul> <li> <b>島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)</b> </li> <li> 月紙4-2 (19/29) </li> <li> 6. 資源の管理 6. 1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を4、2、1 (3) の表の6、1項、6、2項および7、1項に係る文書において明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき 資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、 それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。 (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系 (JIS 09001の「インフラストラク チャ」をいう。) </li> <li> (3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) (4) その他必要な資源 </li> <li> 6. 2 要員の力量の確保および教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するため に必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量 には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。 </li> <li> (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4、2、1 (3) の表の5、4、1項およびも、2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。 。要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4、2、1 (3) の表の5、4、1項およびも、2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。 。要員の力量を確保するために、確保する物の措置(必要な力量を有する要員を新た </li> </ul>	<ul> <li>女川原子力発電所2号炉 有毒ガス</li> <li>別紙4-2(19/28)</li> <li>適切な手段により,機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</li> <li>(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、 適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である 場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当 該記録を管理する。</li> <li>7.5.4 組織の外部の者の物品</li> <li>組織は、組織の外部の者の物品(JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」 をいう。)を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</li> <li>7.5.5 調達物品の管理</li> <li>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適 合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。</li> <li>7.6 監視測定のための設備の管理</li> <li>(1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要 な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。</li> <li>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る 要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</li> </ul>	差異理由
<ul> <li>に配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。</li> <li>・ 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</li> <li>(4) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</li> <li>(5) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</li> <li>(6) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</li> <li>(7) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</li> <li>(7) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</li> </ul>	<ul> <li>(3) 組織は,監視測定の結果の妥当性を確保するために,監視測定のために必要な 設備を,次に掲げる事項に適合するものとする。</li> <li>a. あらかじめ定められた間隔で,または使用の前に,計量の標準まで追跡する ことが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては,校正または 検証の根拠について記録する方法)により校正または検証がなされていること。</li> <li>b. 校正の状態が明確になるよう,識別されていること。</li> <li>c. 所要の調整がなされていること。</li> <li>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</li> <li>e. 取扱い,維持および保管の間,損傷および劣化から保護されていること。</li> <li>(4) 組織は,監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては,従前の監視測定の結果の妥当性を評価し,これを記録する。</li> <li>(5) 組織は,(4)の場合において,当該監視測定のための設備および(4)の不適合に より影響を受けた機器等または個別業務について,適切な措置を講じる。</li> <li>(6) 組織は,監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し,これ を管理する。</li> <li>(7) 組織は,監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは,その初 回の使用にあたり,あらかじめ,当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視 測定に適用されていることを確認する。</li> </ul>	

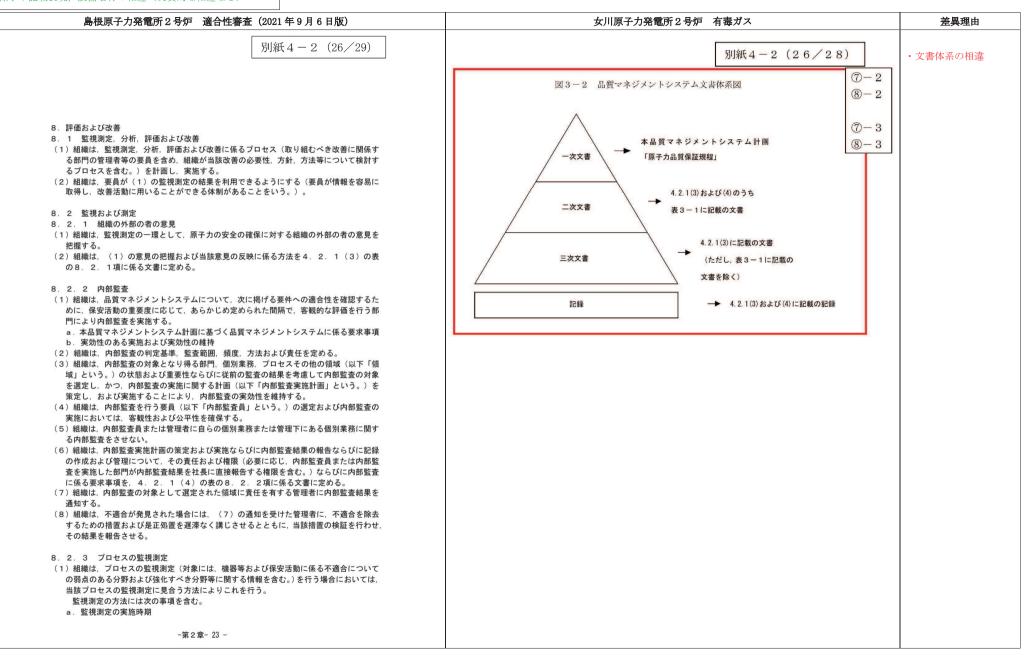
島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙 4 - 2 (20/29)	別紙4-2(20/28)	
<ul> <li>1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1</li></ul>	<ul> <li>8.評価および改善</li> <li>8.評価および改善</li> <li>8.1 監視測定,分析,評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め,組織が当該改善の必要性,方針,方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し,実施する。</li> <li>(2) 組織は,要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し,改善活動に用いることができる体制があることをいう。)。</li> <li>8.2 監視および測定</li> <li>8.2.1 組織の外部の者の意見</li> <li>(1) 組織は,監視測定の一環として,原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</li> <li>(2) 組織は,(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。</li> <li>8.2.2 内部監査</li> <li>9.2 生物器</li> <li>9.1 組織は、自衛マネジメントシステムについて,次に掲げる要件への適合性を確認するために,保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた問隔で,客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</li> <li>8.2.2 内部監査</li> <li>9. 実効性のある実施および実効性の維持</li> <li>9. 単気が住いうくが大シトシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</li> <li>9. 実効性のある実施および実効性の維持</li> <li>2.4 組織は、内部監査の対象を登慮し、かつ、内部監査の実施でることにより、内部監査の対象を考慮して、および実施することにより、内部監査の対象を考慮し、ため、内部監査の対象を登録し、ため、内部監査の支援を加入し、の適定および内部監査の支援を定し、および実施することにより、内部監査の実施に関いたら。)を策定し、および実施することにより、内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</li> <li>(4) 組織は、内部監査を引き要員(以下「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</li> <li>(5) 組織は、内部監査を主ない。</li> <li>(4) 組織は、内部監査を主ない。</li> <li>(5) 組織は、内部監査を引き要員(以下「内部監査員」という。)の選定および等理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査をするなの</li> </ul>	
-第2章-17 -	査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限 を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を表3-1に記載の「原子力QMS	

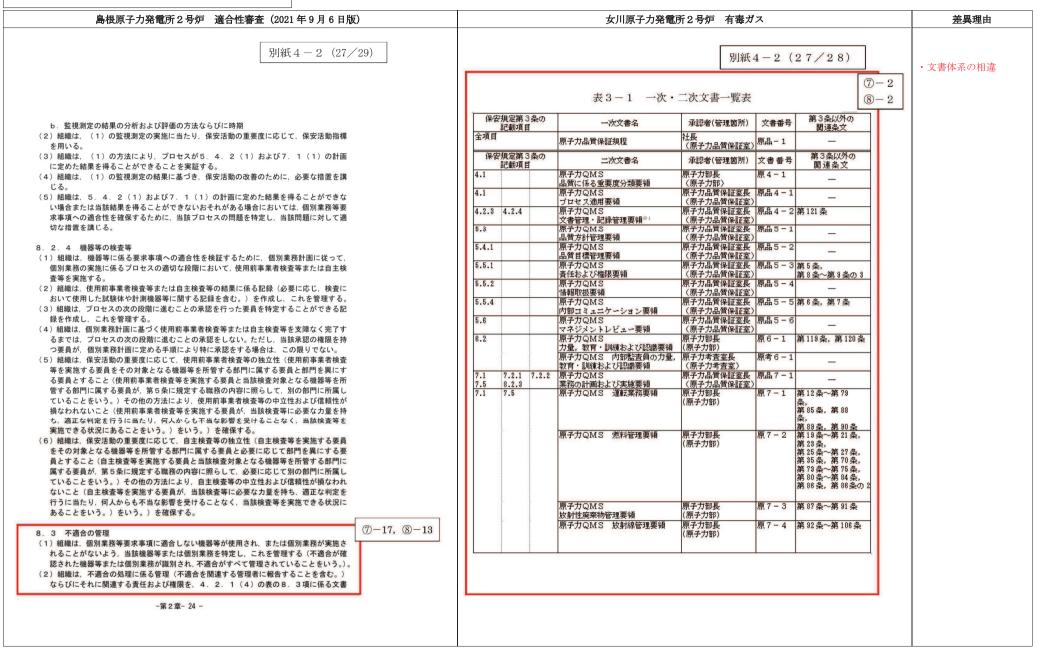
島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙 4 - 2 (21/29)	別紙4-2(21/28)	
	内部監査要領」に定める。	
	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監	
	(1) 組織は、Php血量の対象として速化された原域に負任を行りる自座有にPhp血 査結果を通知する。	
	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合	
(3)組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置	
郵をTFRCし、これを管理する。 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂される	の検証を行わせ、その結果を報告させる。	
ようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるよう		
にする。	8.2.3 プロセスの監視測定	
7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等	(1) 組織は, プロセスの監視測定(対象には, 機器等および保安活動に係る不適合	
(1) 組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のため	についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行	
に、次の事項を含む、実効性のある方法を4.2.1(3)の表の7.2.3項に係る文 書で明確に定め、これを実施する。	う場合においては,当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。	
書で明確にとめ、これを実施する。 a.組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	監視測定の方法には次の事項を含む。	
b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	a. 監視測定の実施時期	
c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し,意思決定において適	b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期	
は、原子力の安全に関連する組織の外部の者の恋恋や病特を拒強し、意志決定において過 切に考慮する方法	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動	
(2)組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電	指標を用いる。	
所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに,発電所が十分に実行可能で 合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は,定期的に「原	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)および 7.1(1)の計画に定めた	
子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力	結果を得ることができることを実証する。	
安全情報処理手順書」に定める。		
7.3 設計開発	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき,保安活動の改善のために,必要な措	
組織は、4.2.1(3)の表の7.3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。	置を講じる。	
7.3.1 設計開発計画	(5) 組織は, 5.4.2(1)および 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場	
(1)組織は,設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に	合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務	
防止するための活動(4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。)を行うこと	等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問	
を含む。)とともに,設計開発を管理する。 この設計開発には,設備,施設,ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。	題に対して適切な措置を講じる。	
この設計開発には、設備、旭設、フラトウェアおよい手順書等に関する設計開発を含む。 この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制		
定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。	8.2.4 機器等の検査等	
<ul> <li>(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</li> <li>a、設計開発の性質、期間および複雑さの程度</li> </ul>	(1) 組織は,機器等に係る要求事項への適合性を検証するために,個別業務計画に	
a.設計開発の怪員、新聞および複雑での程度 b.設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体	従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検	
制	査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適	
c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限 d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源	合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判	
(3)組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるよ	定基準のある検証,妥当性確認,監視測定,試験およびこれらに付随するものを	
うにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	いう。	
(4)組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更 する。	(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、	
	検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、こ	
7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 90%は、伊田豊敬英であたまでしょう記録開発に用いる様報でもって、海に担ぼるものさ	れを管理する。	
(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを 明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することが	
a. 機能および性能に係る要求事項	(3) 組織は、プロセスの状の反階に進むことの承認を行った委員を特定することが できる記録を作成し、これを管理する。	
-第2章-18 -	(4) 組織は,個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<ul> <li>島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)</li> <li>別紙4-2(23/29)</li> <li>7.3.7 設計開発の変更の管理         <ol> <li>(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することがで</li> </ol> </li> </ul>	<ul> <li>別紙4-2(23/28)</li> <li>d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その 不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</li> <li>(4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用<sup>®</sup>-10</li> <li>を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</li> </ul>	差異理由
きるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を 行い、変更を承認する。 (3)組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の	<ul> <li>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合 性を実証するための検証を行う。</li> <li>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不 第二次の上になったす。</li> </ul>	
評価(当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。 (4)組織は、(2)の審査,検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講 じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	適合の内容をニューシアへ登録することにより,情報の公開を行う。 8.4 データの分析および評価	
<ul> <li>7.4 調達</li> <li>組織は、4.2.1(3)の表の7.4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</li> <li>⑦一14</li> <li>1.1 調達プロセス</li> <li>(1)組織は、調達する物品または役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調 達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等の供給者および調達物品等に係る要求事項」という。)に適合するようにする。</li> <li>(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用され る管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方 法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)および程度を定め る。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、 外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この 場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入 手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう に、管理の方法および程度を定める。</li> <li>(3)組織は、調達物品等の供給者の評価に定めることを確認できるよう に、管理の方法および程度を定める。</li> <li>(4)組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。</li> <li>(5)組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る利定基準を定める。</li> <li>(6)組織は、調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報 (原子炉施設の保安に係るものに限る。)の取得および当該情報を他の原子力事業者等と 共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</li> </ul>	<ul> <li>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証する ため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメント システムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセス を抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実 効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、表3-1に記載の「原 子力QMS データの分析要領」において、適切なデータ(監視測定の結果から得 られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、 収集し、および分析する。</li> <li>(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項 に係る情報を得る。</li> <li>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知 見</li> <li>b. 個別業務等要求事項への適合性</li> <li>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向(是正処置を行う端緒(不適合には 至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、</li> </ul>	
(7) 9 にのにおとなな宿園に関うの中央と目も。7 をためる。     (7) -14     (7) -15     (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当する ものを含める。     a、調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項     b. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項     (7) -18     (8) -14     (8) -14     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (7) -18     (8) -14     (8) -14     (7) -18     (8) -14	<ul> <li></li></ul>	
<ul> <li>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</li> <li>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</li> <li>g. その他調達物品等に必要な要求事項</li> </ul>	実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)を行うために,品質方針および品 質目標の設定,マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用,データの分析な	
-第2章-20 -	らびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にする とともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	

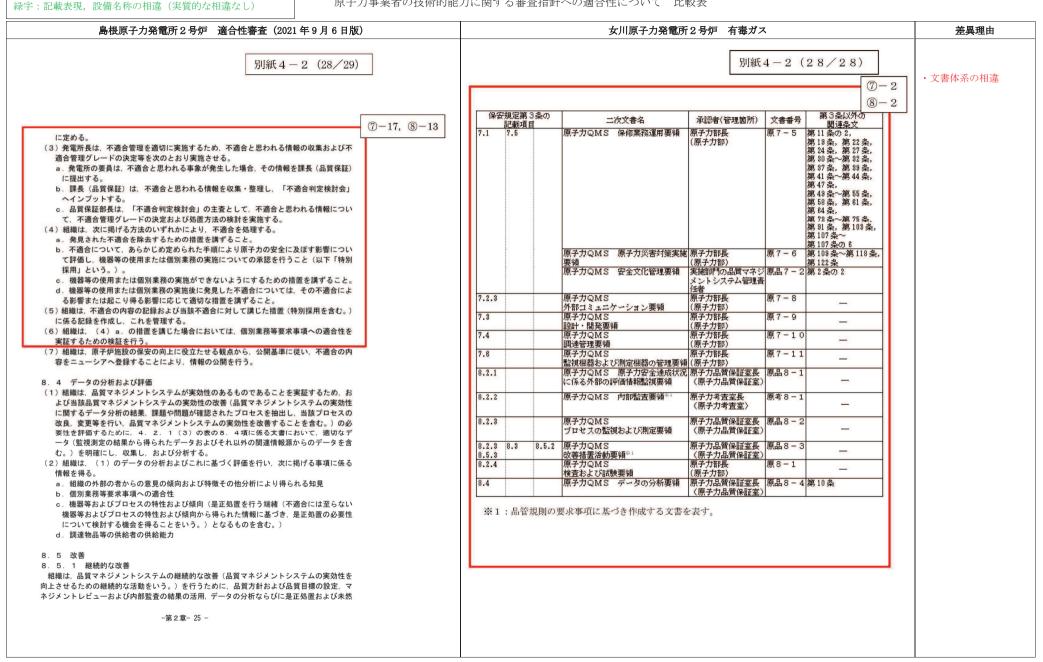


<text><list-item><section-header><section-header><section-header><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></section-header></section-header></section-header></list-item></text>	島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
-== 2 == 77 =	<ul> <li>(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別素務の実施に係る履歴、適用または所在を追診できる状態をいう。)の確保が個別素務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</li> <li>7. 5. 4 組織の外部の者の物品</li> <li>組織は、組織の外部の者の物品(1509001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所待している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</li> <li>7. 5. 5 調達物品の管理</li> <li>(1) 組織は、観測物品の管理</li> <li>(1) 組織は、観測物品の管理に係る事項について、4. 2. 1 (3)の表の7. 5. 5項に係る文書を確立する。</li> <li>7. 6 監視測定のための設備の管理</li> <li>(1) 組織は、観辺をかためた後期をかの個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当話監視測定にかんの設備を4.2. 1 (3)の表の7. 5. 5項に係る文書と確立する。</li> <li>7. 6 監視測定のための設備を理</li> <li>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に必要な監視測定および当話監視測定にのための設備を4.2. 1 (3)の表の7. 1項に係る文書において確立し、実施する。</li> <li>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項を含べたれた方法を.4.2. 1 (3)の表の7. 1項に係る文書において確立し、実施する。</li> <li>(3) 組織は、医視測定のための設備の(7.1 (1)に基づき定かた計画に基づく間隔をいう。)</li> <li>(2) 組織は、(1)の監視測定に違いで追診当を確保するために、監視測定のよめに必要な設備を次に提示さる。</li> <li>(3) 組織は、医視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のよのに必要な設備を次に使用であっては、校正または検証の確拠について記録する方法)により校正または検証がなれていること。</li> <li>(4) 組織は、医視測定のための設備になる要求事項へので適合な利用した場合においては、 が正の状態がなきれていること。</li> <li>(5) 医規構定の証拠を告徴のとなう法、[20] 組織は、初望を特徴してると。</li> <li>(6) 組織は、医視測定のための設備の後置もていること。</li> <li>(7) 組織は、監視測定のための設備の体証もびのから気機されていること。</li> <li>(7) 組織は、監視測定のための設備のが正式記状の所有法にないては記録する。</li> <li>(7) 組織は、監視測定のための設備の検証まとびからな設置されていること。</li> <li>(7) 組織は、監視測定のたとおりに当該監視測定の正式記録を作成し、これを管理する。</li> <li>(7) 組織は、監視測定のたの認識をがないのなどととしたときは、その初回の使用にあってき、少いの設備がなされていること</li> <li>(7) 組織は、監視測定のたのの設備の検証ののたとおりに当該監視測定の活みでする。</li> <li>(7) 組織は、監視測定のたておりでためにないための設備のを注意している記録でする。</li> <li>(7) 組織は、監視測定のための設備の検護についた、適切な指定を定している記録を作成し、これを管理する。</li> <li>(7) 組織は、監視測定のための設備の検護についた。適切な指定のを見ていためまでする。</li> <li>(7) 組織は、監視測定のための設備の経営のについていること。</li> <li>(7) 組織は、医児知定のための設備の検認でのためためからなどのから次属されていること。</li> <li>(7) 組織は、医児知定のための設備のたることのから気機なたていること</li> <li>(7) 組織は、医児知定のための設備のなることのから気機なたていること</li> <li>(7) 組織は、医児知定のための設備のなること、適切なたている記録表で通じてること</li> <li>(7) 組織は、医児知定のための設備のになることのから次に構成の定義を作成してこれを記録する。</li> <li>(7) 組織は、医児知定の証表でのことのための設備のになることのかの設備のなることのかの設備の表でする。</li> <li>(7) 組織は、医児知定の証表での正式のなの記述のから込候でれることのから込候でれることのから込候でれることのから込候でれる。</li> <li>(7) 組織は、医児知定の証表</li></ul>	<ul> <li>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</li> <li>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</li> <li>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</li> <li>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</li> <li>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善</li> </ul>	





#### 赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)



島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙 4 - 2 (29/29)		
防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措 置を講じる。		
<ul> <li>置を講じる。 <ul> <li>⑦一17, ④</li> </ul> </li> <li>8. 5. 2 是正処置等 <ul> <li>(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</li> <li>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</li> <li>(a)不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</li> <li>(b)類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</li> <li>b.必要な是正処置を明確にし、実施する。</li> <li>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</li> <li>d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)</li> <li>e.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。</li> <li>e.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。</li> <li>f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が続り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及びす影響の程度が小さかるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、4、2、1 (4)の表の8、5、2項および8、5、3項に係る文書に確立し、実施する。</li> <li>(3)組織は、目前活動事項にしいて、4、2、1 (4)の表の8、5、2項および8、5、3項に係る文書に定むる。</li> <li>(3)組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に承る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に承る情報かる類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に決定する点をいう。)</li> <li>8、5、3 未然防止処置</li> <li>(1)和様はないの運転経験等の知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の声象が自らの施設で起こる可能性に</li> </ul> </li> </ul>		
ついて分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところ により、適切な未然防止処置を講じる。 a.起こり得る不適合およびその原因について調査する。 b.未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c.必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d.講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。		
<ul> <li>e.講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</li> <li>(2)組織は、(1)に掲げる事項について、4、2、1(4)の表の8、5、3項に係る文書に定める。</li> </ul>		
-第2章-26-		

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙4-3 (1/1) 品質マネジメントシステム文書体系 ⑦-2, ⑧-2 () () () () () () () () () ()		・引用文書の相違